

令和２年度「学校いじめ防止基本方針」

京都市立大枝中学校

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第１３条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会

[開催時期] 月 1 回 (※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。)

[構 成 員] 学校長 教頭 生徒指導部長 補導主任 各学年主任 養護教諭
教育相談主任 スクールカウンセラー 総合育成支援教育主任
通級担当

[役 割] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。

- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う

[児童生徒・保護者への周知方法] ・4月の全校集会で組織と構成員の紹介を学校長より伝える。

- ・保護者への周知については、HPの配布文章に掲載。

生徒指導委員会

[実施予定] 月 2 回

[構 成 員] 学校長 教頭 生徒指導部長 各学年主任 養護教諭 補導主任
教育相談主任 総合育成支援教育主任 生徒会本部担当
スクールカウンセラー 通級担当

[内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。

- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。

- ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

①授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。
- ・「協働学習（4人組・ペア学習）」の手法を取り入れた授業改善に取り組み、年間を通して計画的に全員が授業を公開し、研究協議や研修を行うことで授業の見直しをさらに進める。授業案を考えることにより、教材に対する見方や考え方を深め、生徒の学びの様子を協議することを通して、生徒の視点から授業を捉える。また、生徒同士が「学び合う」ことを通して、人間関係を深めることを目指す。

②道徳教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため年2回、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、授業参観で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

③体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

④生徒会活動の充実

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自治力を高められる力を向上させるためにあらゆる機会を生かし、リーダーを育成する取組を図る。

⑤生徒が自主的に行う活動の支援

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

⑥生徒への啓発

- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会において、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

⑦保護者への啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしには進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等に、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

⑧その他

- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ①日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、学校体制で対応していく。また、担任を中心とした連携を充実させ、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見し、意識的・積極的に活用していく。

②日常の生徒観察に加えいじめに関するアンケート、クラスマネジメントシートを実施し、生徒の実態把握を多面的に行い諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。

- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等の生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して、構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

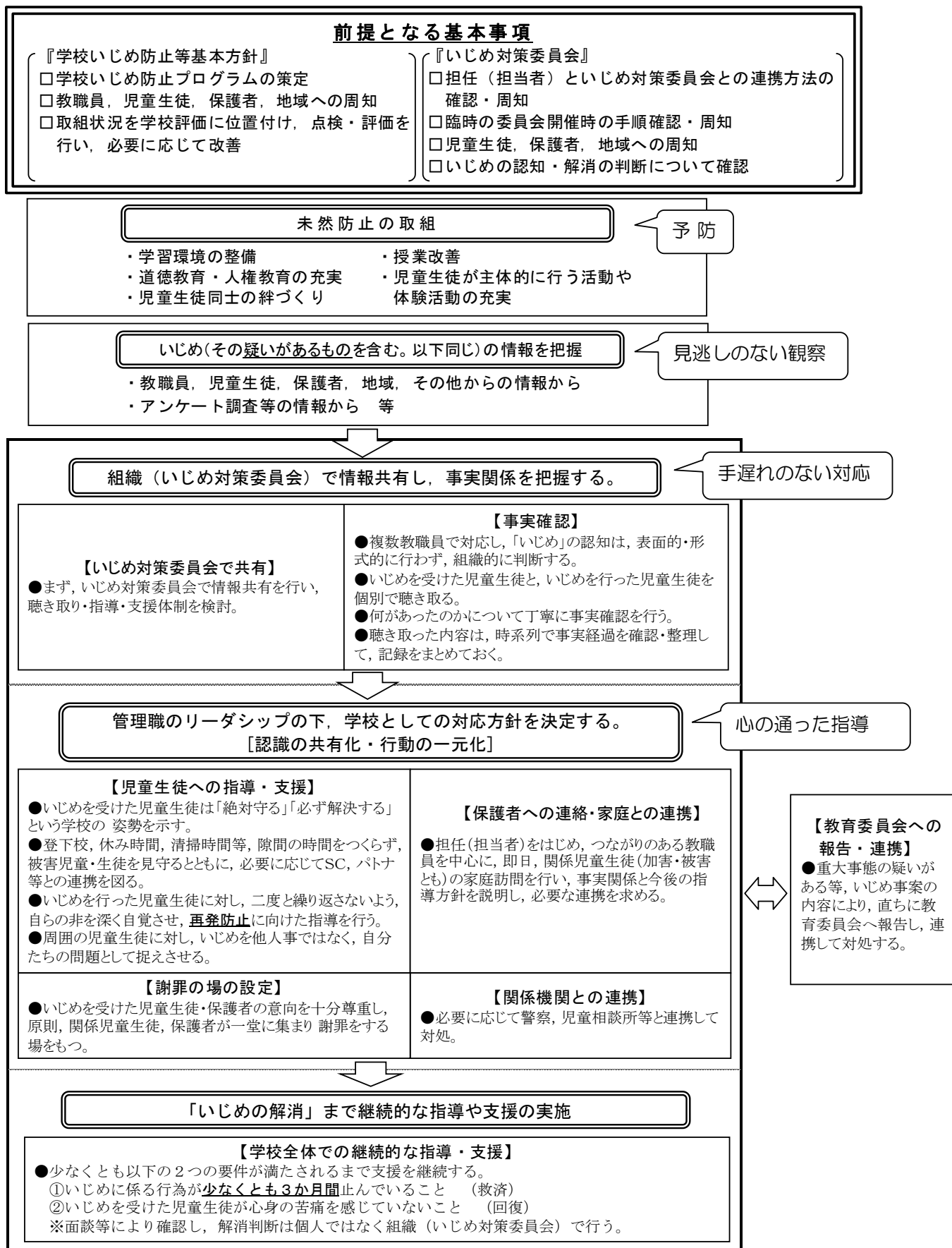
③休みがちな生徒に対して保護者（家庭）と密に連携をとり、必要に応じてスクールカウンセラーとも連携をとる。

（３） いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

① 基本的な考え方

- ・教職員が情報を共有し、教職員個人が抱え込まないように、報告・連絡・相談ができる組織を作る。
- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

② いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



③ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」・「携帯教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

④ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめに関わる行為が起こってから2週間に一度は面談をしていく。
- ・三ヶ月後いじめの行為がなく、心身の苦痛があるかないかを確認し、ない場合においては「いじめの解消」とする。

（４）教職員の資質能力向上の取組

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
(クラスマネージメントシートやいじめアンケートを活用)

4 保護者・地域、関係機関との連携

① 保護者・地域への情報発信

- ・HP、学校だより、学年だより等で発信する。

② 啓発、協同の取組

- ・学校運営協議会、学校評議会、PTA本部役員会、休日参観日の保護者会、地域生徒指導連合会 等での啓発。
- ・西京支部補導主任連絡会における京都府警察との情報共有と連携。

5 重大事態への対処

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・不登校生に関しても「何がきっかけか」を判断できるように、密に本人・保護者と連絡をとり改善できるように対応する。

6 年間計画（予定）

- ・いじめの防止等，生徒の健全育成に向けた取組として、「年間計画」を下の表のように示し実施する。ただし，年度途中に計画の見直しを行う場合もある。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう臨時休業処置を踏まえて，一部の予定を変更します。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの 確認」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・生徒会オリ、歓迎会 ・学級目標決め	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・学校説明会で 保護者啓発 ・授業参観
5	◇いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシートの 実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」 ◆校内研修会② 「いじめに関して，気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」	・憲法月間の講話「いじめの 問題」について ・未来スタディ 【1年】ケータイ教室	・第1回記名式いじめ アンケートの実施， 学年集約と共有① ・第1回クラスマネジメントシートの実 施，学年集約と共有 ①	・家庭訪問週間 ・PTA 総会 ・休日参観 ・学級懇談会 ・道徳公開授業 ・地域生徒指導 連絡協議会①
6	◇いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」	・生徒総会 ・小中連携授業参観① ・未来スタディ 【1年】校外学習 【2年】職場体験 【3年】修学旅行 【2年】非行防止教室	・教育相談の実施①	・学校運営協議 会①
7	◇いじめ対策委員会④ 「いじめアンケートの確認」 ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	・人権学習 ・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・未来スタディ ・夏季学習会 ・学年集会 ・振り返りスタディ【1年】	・学校評価アンケート ①の実施	・三者懇談会 ・家庭地域教育 講座① ・地域パトロー ル
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サ イクル」 「いじめに関する共通理解夏季校内研修」に 向けて ◆校内夏季研修会③	・生徒会リーダー講習会 「つながりのある学校にする ために」 ・小中合同研修会	・夏休み明けの生徒の 様子を学年で共有， 組織的対応の検討	・地域パトロー ル

	「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」			
9	◇いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」	・文化祭・合唱際取組 ・文化祭・合唱際 ・未来スタディ		
10	◇いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」	・体育祭取組 ・体育祭 ・未来スタディ	・第2回記名式アンケートの実施，学年集約と共有② ・第2回クラスマネジメントシートの実施，学年集約と共有②	・学校評価の実施 ・学校運営協議会②
11	◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」	・未来スタディ	・教育相談の実施②	・進路保護者会 ・道徳公開授業 ・入学説明会 ・家庭地域教育講座②
12	◇いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」	・人権学習 ・人権標語の作成と発表 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 ・未来スタディ	・学校評価アンケート②の実施	・三者懇談会
1	◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・小中連携の情報の集約について ・未来スタディ		
2	◇いじめ対策委員会⑪ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・未来スタディ		・学校評価の実施 ・地域生徒指導連絡協議会② ・学校運営協議会③
3	◇いじめ対策委員会⑫ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	

- ※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。
- ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。
- ※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。
事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。